

障 発 0909 第 1 号
令 和 3 年 9 月 9 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

障害児入所施設運営指針について

障害児入所施設における支援の提供及び施設運営については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の関係法令等に基づき行われているところであり、児童福祉施設は、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこととしている。今般、障害児入所施設の質の向上を図るため、別紙のとおり「障害児入所施設運営指針」を定めたので、管内の障害児入所施設に対し周知徹底を図るとともに、施設の指定、指導監査、人材育成の研修等のあらゆる機会において活用し、より一層の支援の質の向上に取り組まれるよう、格段のご配慮をお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。